

# 「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾要領

令和元年 6 月 25 日付け元農振第 809 号

最終改正 令和 6 年 4 月 23 日付け 6 農振第 119 号

農村振興局農村政策部農村計画課

## (目的)

第 1 「ディスカバー農山漁村の宝」は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図ることを目的としています。

この要領は、農林水産省が著作権、使用权その他一切の権利を有する「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものです。

## (マークの目的)

第 2

- (1) マークは、「ディスカバー農山漁村の宝」に選定された団体（以下「被選定団体」という。）であることを証明するものであり、被選定団体以外での使用はできません。ただし、第 4 の（3）に基づき、農林水産省の許諾を得た場合は、この限りではありません。
- (2) マークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

## (マークの図柄)

第 3 被選定団体等が使用するマークは、以下のとおりとします。

- ① 内閣官房及び農林水産省による被選定団体（③によるものを除く。）及び被選定団体以外で第 4 の（3）に基づき農林水産省の許諾を得た団体 下図（ア）から（ウ）までのいずれかのマーク
- ② 地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局による被選定団体 下図（エ）のマーク
- ③ 農林水産省が行う北海道地区選定による被選定団体 下図（エ）のマーク

(ア)



【4 版(CMYK)の数値】

|   |      |
|---|------|
| C | 0%   |
| M | 100% |
| Y | 100% |
| K | 0%   |

(イ)



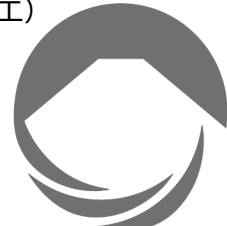
|   |      |
|---|------|
| C | 40%  |
| M | 0%   |
| Y | 100% |
| K | 0%   |

(ウ)



|   |     |
|---|-----|
| C | 80% |
| M | 20% |
| Y | 0%  |
| K | 0%  |

(エ)



〇〇局選定(②の場合)

北海道地区選定(③の場合)

※色は(ア)～(ウ)と同じ  
3 色から選択ください

(利用許諾申請及び許諾)

第4

- (1) マークの使用を希望する団体は、様式1により、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長（以下「農村計画課長」という。）宛てに利用許諾の申請を行ってください。
- (2) 被選定団体以外の者で、マークの使用を希望する場合は様式2により、マーク使用の目的等を明記のうえ、農村計画課長宛てに利用許諾の申請を行ってください。
- (3) 農村計画課長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認められる申請についてのみマークの利用を許諾し、様式2の「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾証を、(1)又は(2)の申請を行った者に発行します。  
なお、被選定団体以外の者からの申請の場合は、「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨に合致しているかどうかを確認するため、聞き取り等を行う場合があります。
- (4) (3)により利用許諾を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、申請の範囲内において、商品のパッケージ、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にマークを使用することができます。
- (5) マークは赤・緑・青の3色とも無償で使用することができます。ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は利用団体がみだりに改変することはできません。  
なお、モノクロを選択することは差し支えありません。
- (6) 農林水産省の名称は、使用できません。
- (7) マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

(マークを使用する者の義務)

第5

- (1) 利用団体は、関係法規、本要領等を遵守するとともに、「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- (2) 利用団体は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、農村計画課長に通報する義務を負うものとします。
- (3) 利用団体は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を農村計画課長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用、訴訟費用等を含む。）は、利用団体が負担するものとします。
- (4) 利用団体は、マークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負うものとします。
- (5) 利用団体は、農村計画課長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告を行うものとします。

(マークの禁止事項)

第6 以下のような使用は禁止します。

- (1) 募金活動と結びつけた使用
- (2) 企業・団体が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保若しくは証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- (4) その他「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨に反すると認められるような使用

（マークの不適切な使用等に当たったの措置）

第7 利用団体が、本使用規定、「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと農村計画課長が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- （1）警告
- （2）利用許諾の取消し
- （3）団体名の公表
- （4）法的措置

（マークの利用期限）

第8 マークの利用期限は設けません。

ただし、農村計画課長は、特に必要と認めるときには、利用者に対し、期限を定めて、マークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

（要領の改定）

第9 本要領は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。